

審査基準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
大麻草の栽培の規制に関する法律	0 7 - 0 3	第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付
基 準 の 内 容		
未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） 【参考】大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項 第一種大麻草採取栽培者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。		